

## 牛白血病（BL）検査の対応

### （1）目的

牛白血病ウイルス（BLV）の感染拡大防止及び農場への侵入防止を図るため、BL 初発農場や BLV の浸潤の恐れがある農場等を対象に家畜伝染病予防治法（以下「法」という）第 51 条により立入検査を実施するとともに、抗体陽性率（浸潤率）が把握されている農場、公共育成牧場の入下牧牛、県外導入牛の自主検査を推進します。

### （2）検査区分

区 分		位置付け	手数料
ア. BL 初発農場の発生状況調査		家畜伝染病予防治事業 (法 51 条対応: まん延防止)	徴収しない
イ. BLV 浸潤状況調査	①BLV の浸潤の恐れがある農場	家畜伝染病予防治事業 (法 51 条対応: 発生予防)	免疫学検査で徴収 ただし、検査頭数の 内、2分の1を手数料 の徴収をせずに検 査を実施できるもの とする
	②BLV の浸潤が認められている農場若しくはこれまでに発生が確認されている農場	試験・検査処置 (自主検査) ※畜産会事業対象 (1/2 補助)	免疫学検査で徴収
ウ. 公共育成牧場からの入下牧牛の検査		試験・検査処置 (自主検査) ※畜産会事業対象 (1/2 補助)	
エ. 導入牛等の個体検査		試験・検査処置 (自主検査)	

### （3）検査結果に基づく指導

各農家の抗体陽性率の状況などにより、抗体陽性牛の隔離飼育、吸血昆虫対策、自主淘汰などの対応についてアドバイスをします。

### （4）その他

牛白血病は届出伝染病のため、淘汰牛に対する手当金はありません。